

第 1 章

計画の策定にあたって

1

策定の目的

近年、少子高齢化や人口減少、働き方の多様化、ケア労働の増加など、社会構造が大きく変化する中で、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる持続可能な社会の実現が求められています。

区では、昭和59（1984）年に第1期「婦人問題解決のための大田区行動計画」を策定し、平成8（1996）年に現在の「大田区男女共同参画推進プラン」と名称を変え、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組を進めてきました。

国においても様々な法整備や取組が進められており、女性の社会参画、家庭内における役割の見直し等、意識面での変化や一定の進展が見られる一方で、固定的性別役割分担意識や男女間格差は、依然としてあらゆる分野に影響を与えていることから、男女共同参画の更なる推進が重要な課題となっています。

「第8期大田区男女共同参画推進プラン（第8期プラン）（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）」の計画期間終了に伴い、社会情勢や区民の意識の変化、近年の国等の動向を踏まえ、課題解決に向けてより効果的な施策の検討・推進を図るために、「第9期大田区男女共同参画推進プラン（第9期プラン）」を策定しました。

2

計画の期間

本プランの期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

令和 （西暦）	3年度 （2021）	4年度 （2022）	5年度 （2023）	6年度 （2024）	7年度 （2025）	8年度 （2026）	9年度 （2027）	10年度 （2028）	11年度 （2029）	12年度 （2030）
本プラン	第8期プラン					第9期プラン（令和12年度まで）				
区全体の計画	新おおた重点プログラム				第1期基本計画（令和14年度まで）					
東京都	東京都男女平等参画推進総合計画					次期計画				
国	第5次男女共同参画基本計画					第6次男女共同参画基本計画（予定）				

3

計画の位置付け

- 本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」に位置付けられると同時に、中長期的なまちづくりの羅針盤である「総合計画」及びその他関連計画等との整合性を図り策定する計画です。
- 「第8期大田区男女共同参画推進プラン（令和3（2021）年～令和7（2025）年）」を継承し、さらに発展させる計画です。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」にあたる「大田区配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画」を包含します。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する「市町村基本計画」にあたる「大田区女性の職業生活における活躍推進計画」を包含します。
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に規定する「市町村基本計画」にあたる「大田区困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を包含します。



